大阪府国民健康保険団体連合会の事務及び事業から 暴力団を排除するための指針

1 目的

この指針は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。)第11条から第13条までの規定に準じ、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が実施する事務又は事業が暴力団を利することにならないよう、連合会が講じる暴力団の排除措置を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として 大阪府暴力団排除条例施行規則(平成23年大阪府公安委員会規則第3号) 第3条に規定する次の各号に該当する者をいう。
 - ① 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、 暴力団又は暴力団員を利用した者
 - ② 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに 関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務 の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
 - ③ 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動 を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益 の供与をした者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑤ 事業者で次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに 準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者である か否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら れる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称

を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職 にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、 一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統 括する者の権限を代行し得る地位にある者
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手 方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請け契約、 資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 暴力団排除の基本方針

暴力団を利する恐れのある事務事業とし、当面、次の場合において排除措置を行うものとする。

「排除対象事業」

- ① 契約関係 競争入札若しくは総合評価競争入札による契約を行う場合、 又は入札に付すべき契約について特段の事由により随意契 約とする場合で役務にかかわる委託契約を行う場合
- ② 後援・協賛名義関係 会員及び行政機関並びに公益法人以外で新規に 後援・協賛名義の使用を承認する場合
- ③ 委嘱関係 会員及び行政機関並びに公益法人からの推薦等によらず、 委員等の委嘱を行う場合

4 具体的な対応

- (1) 排除規定等の整備
 - ① 当該事務事業の申請に係る募集要項や申請書等について、暴力団員 又は暴力団関係者、暴力団の利益になると認められる場合若しくはそ の恐れがあると認められる場合には、応募又は申請することができな い旨の条項を加える。
 - ② 当該事務事業の中で契約を締結する場合においては、当該契約書の中に、契約後においても暴力団員又は暴力団関係者であることや暴力団の利益になるものと判断される場合には、契約を解除することができる旨の条項を規定する。

(2) 誓約書等の徴収

排除の対象となる事務事業については、入札又は契約若しくは申込の 段階において、「暴力団員又は暴力団関係者でない」旨の誓約書の提出 又は申告を求める。

各事務事業について、誓約書の提出又は申告を求める時期は次のとおりとする。

- ① 契約関係 入札参加資格審査時に誓約書
- ② 後援・協賛名義関係 後援・協賛名義申請時に申告
- ③ 委嘱関係 就任承諾を行うときに申告
- (3) 警察への照会

申請時又は契約後等の段階で「暴力団員又は暴力団関係者」等の疑いがある場合には、大阪府警に照会をかける。